



内容の補足説明

① CD ご利用に際して

<CD内容> 音声のみのCDです。映像はありません。

<放送の順番> 第1巻→第2巻→第3巻→第4巻の順に放送して下さい。次回予告や一部のクイズが、前後の巻とつながりのある内容となっています。

<繰り返し学習> 交通ルールや公共マナーは、一度で身につくものではなく、周囲の人から繰り返し声を掛けられたり、自ら考えることにより、少しずつ定着していきます。反復と定着効果のため、継続的にCDをご活用頂けましたら幸いです。

② 交通安全と公共マナーの関連

自転車も歩行者も交通社会の一員です。また、だれもが、普段の生活の中で、公共の場や公共交通機関を利用します。「相手を思いやる、周りに迷惑をかけないよう気を配る。」この姿勢は、公共マナーを身につけることにも、交通ルールを守ることに、共通の土台として考えられます。

将来、自動車や自動二輪車の運転者になる可能性のある子どもたち。その時のためにも、日頃から、ルールやマナーを意識して行動してほしいですね。

③ 黄色信号の意味

黄色信号や歩行者専用信号の青点滅は、「安全のために、止まる合図」です。けっして、「もうすぐ赤なので、急いで車や自転車で交差点に進入し始めたり、あわてて横断歩道を渡り始めたりするための合図」ではありません。

正しくは、黄色信号や歩行者専用信号の青点滅は、「もうすぐ赤になるので、安全のために止まる合図」です。交差点を進行中、あるいは、横断歩道を進行中に黄色信号になったり、歩行者専用信号が青点滅になったりした場合には、速やかに進行する必要があります。

(参考) 道路交通法 第一章総則 第二条<信号の種類および意味>

④ 自転車が歩道を通ることができるとき

- 1、自転車は、次の場合に歩道を通ることができます。
 - 「自転車が歩道を走ることができる」標識や標示があるとき
 - 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上のおとしより、または、からだの不自由な人であるとき
 - 道路工事や駐車する車が多いなど、車道または交通の状況からみて危険を避けるため歩道を通ることがやむを得ないとき
- 2、歩道を通る場合は、車道よりの部分をゆっくりと走らなければなりません。歩行者のじゃまとなるようなときは、自転車の方が止まりましょう。

(参考) 道路交通法 第六十三条の四<普通自転車の歩道通行>

【 CD についての お問い合わせ先 】

OSCN 事務局 0561-52-3134
<http://www.oscn-school.org>

